

設置根拠

- 地域保健法第4条に基づく基本指針及び健康増進法第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針において、地域と職域の連携推進にあたり、関係機関等から構成される協議会等の設置が位置づけられている。
- 健康日本21（第三次）においても、県は地域・職域連携推進協議会等も活用し、市町村や医療保険者、企業、教育機関、民間団体等の関係者の連携強化のための中心的役割を担うこととされている。

健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針

(◆平成16年06月14日厚生労働省告示第242号)

7 地方公共団体、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、健康診査の結果の通知等の実施に関し、健康づくり対策、介護予防及び産業保健等の各分野における対策並びに医療保険の保険者が実施する対策を講じるために、相互の連携(以下「地域・職域の連携」という。)を図ること。

地域・職域の連携の推進に当たり、健康診査の結果等に関する情報(以下「健診結果等情報」という。)の継続、栄養指導その他の保健指導の実施の委託先に関する情報の共有など健康診査の実施、栄養指導その他の保健指導の実施等に係る資源の有効活用、自助努力では充実した健康増進事業の提供が困難な健康増進事業実施者への支援等の観点から有益であるため、関係機関等から構成される協議会等を設置すること。この場合、**広域的な観点で地域・職域の連携を推進するため都道府県単位で関係機関等から構成される協議会等を設置するとともに、より地域の特性を生かす観点から、地域単位(保健所の所管区域等)においても関係機関等から構成される協議会等を設置するよう努めること。**なお、関係機関等から構成される協議会等が既に設置されている場合は、その活用を行うこと。

協議会等の事業については、参考として次に掲げるものが考えられる。

- (一) 都道府県単位
 - イ 情報の交換及び分析
 - ロ 都道府県における健康課題の明確化
 - ハ 各種事業の共同実施及び連携
 - ニ 研修会の共同実施
 - ホ 各種施設等の相互活用
 - ヘ その他保健事業の推進に必要な事項
- (二) 地域単位
 - イ 情報の交換及び分析
 - ロ 地域における健康課題の明確化
 - ハ 保健事業の共同実施及び相互活用
 - ニ 健康教育等への講師派遣
 - ホ 個別の事例での連携
 - ヘ その他保健事業の推進に必要な事項

なお、協議会等の開催に当たっては、「地域・職域連携推進ガイドライン」(令和元年九月これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会取りまとめ)を活用すること。



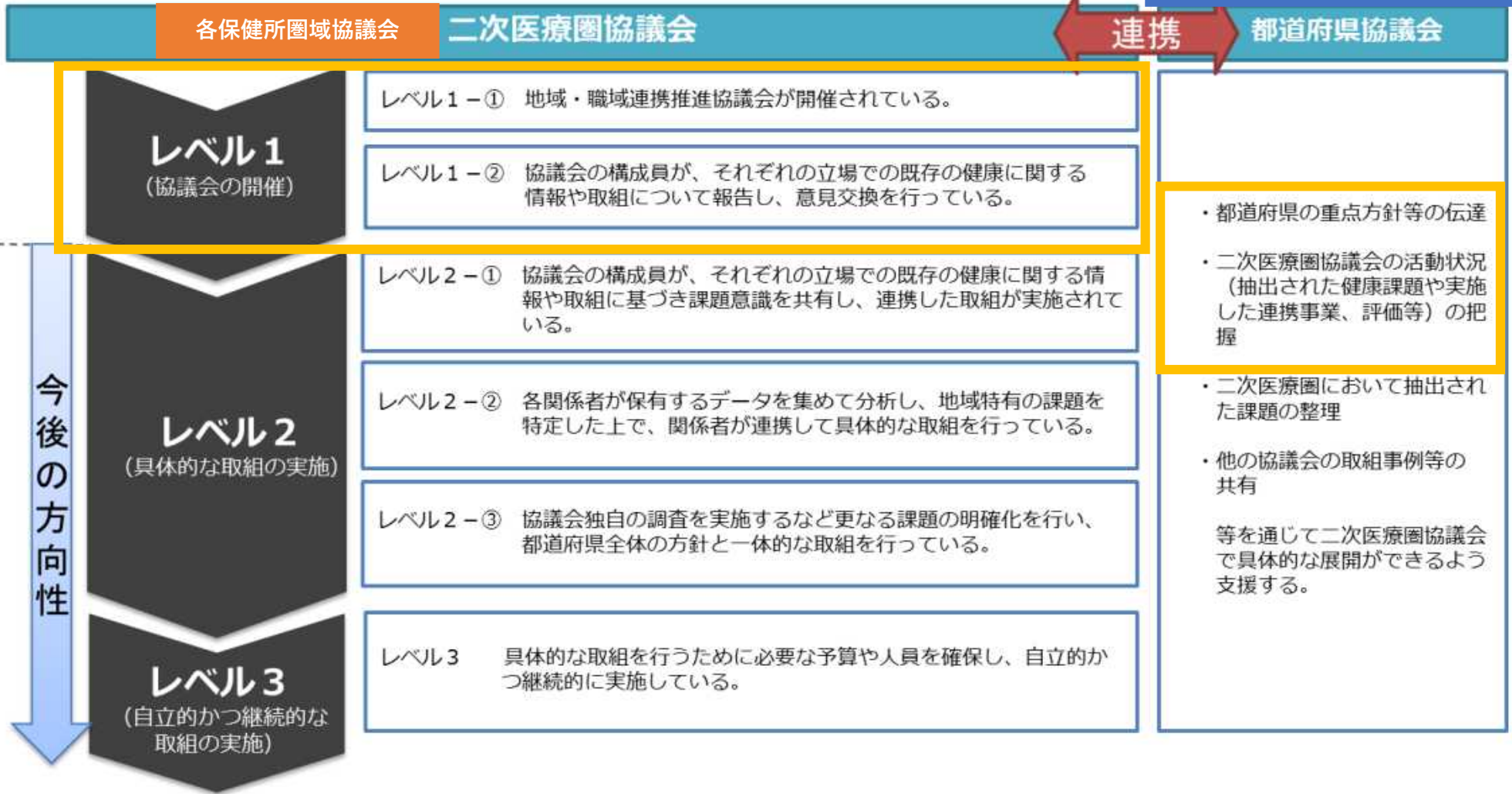
- 都道府県単位及び二次医療圏域(保健所)単位に設置
- 地域・職域連携共同事業(連携事業)の企画・実施・評価等の中核的役割を果たす。
- 各地方公共団体の健康増進計画(健康日本21地方計画)の推進に寄与することを目的とする。

奈良県地域・職域連携推進協議会について

地域・職域連携推進協議会の成長イメージ

各協議会が運営や取組のレベルを把握し、今後どのように発展させるのかのイメージをもつために、以下のモデルを活用する。

奈良県地域・職域連携推進協議会



(出典) 厚生労働省 地域・職域連携推進ガイドラインを一部改変

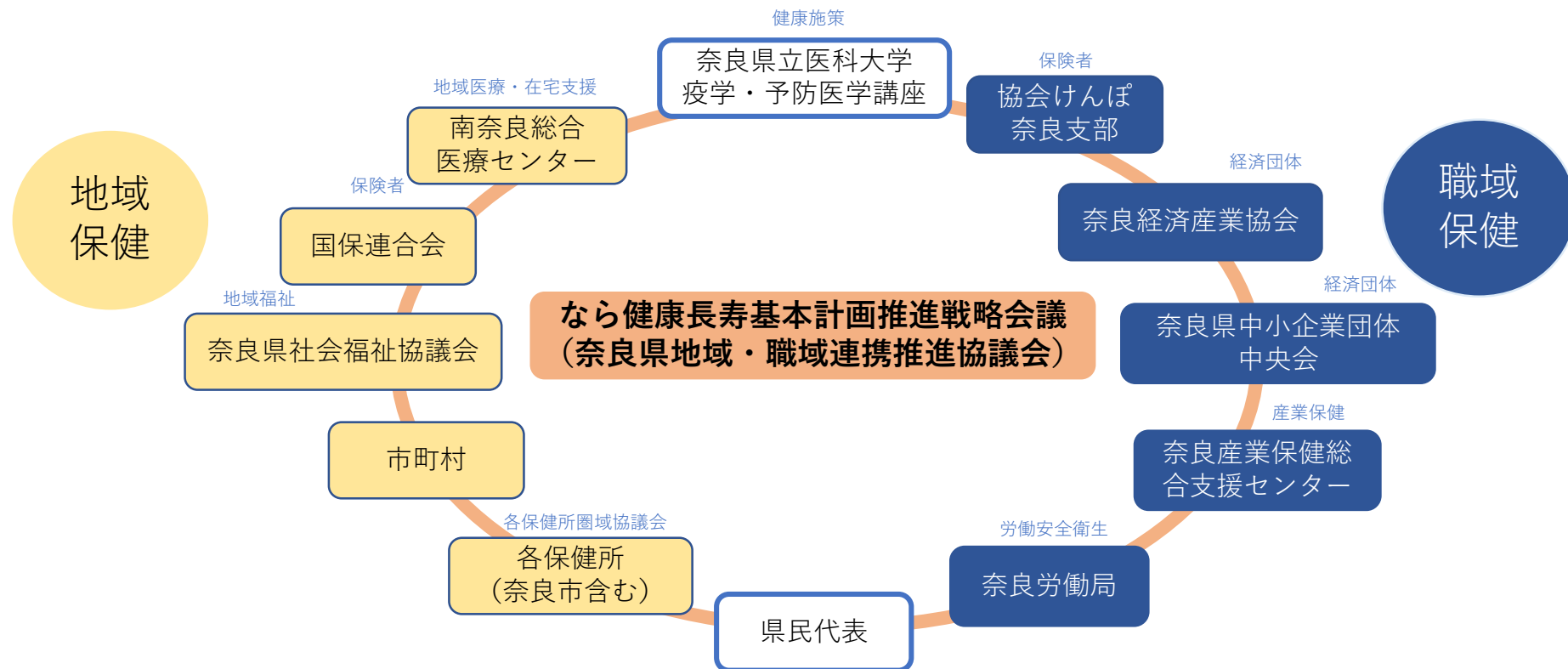
奈良県地域・職域連携推進協議会（都道府県協議会）について

委員構成団体について

計画書P52-53

計画書P64-65

○令和5年度に「なら健康長寿基本計画（第2期）」を策定し、「職場における健康づくりの取組」「働き盛り世代の健康支援」の領域を設定。これらの専門領域の取組を充実するための関係者間の連携方法や連携事業を検討する場として、**なら健康長寿基本計画推進戦略会議に「奈良県地域・職域連携推進協議会」としての機能を持たせる**こととする。



郡山保健所地域職域連携推進会議

開催日 令和7年12月10日(水)

場 所 郡山総合庁舎

出席者 15名(市町村9名、商工会・職域関係者6名)

概 要 管内の関係機関が地域・職域連携の目的や取組内容を理解するとともに、各機関がもつ役割を認識し、取組に対して協力できる体制を構築することを目的に開催。

内 容 1. 情報提供「地域職域に関する国や県の現状、保健所の取組について」

2. 取組報告「協会けんぽ奈良支部の取組」

3. 意見交換【第1部】「所属の役割、現在の取組について」

【第2部】「今後、自身の所属で出来そうな取組」



中和保健所地域・職域連携推進会議

開催日 令和7年12月18日(木)

場 所 橿原総合庁舎

出席者 25名(市町村15名、商工会・職域関係者10名)

概 要 管内の関係機関が地域・職域連携の目的や取組内容を理解するとともに、各機関がもつ役割を認識し、取組に対して相互に協力できる体制を構築することを目的に開催。

内 容 1. 働き盛り世代への健康づくり支援のための地域保健と職域保健の連携について

2. 中和保健所管内における地域職域連携の取組紹介

3. 意見交換

・関係機関への事前アンケート結果報告

・意見交換

「地域でどんなことを連携して取り組みたいか」

「そのために明日からできること」



吉野保健所地域・職域連携推進会議

開催日 令和8年1月29日(木)

場 所 大淀町文化会館

出席者 管内市町村保健衛生主管課、管内市町村商工会、南和地域産業保健センター、
大淀労働基準監督署、奈良県労働基準協会大淀支部、テクノパークなら工業団地事務局、
全国健康保険協会奈良支部、管内地区医師会、管内地区歯科医師会

概 要 管内の関係機関が地域・職域連携の目的や現状、課題を共有し、各機関が役割を担いながら、
継続的に職域への取組を推進できるよう、連携体制の構築を図る。

内 容 1. 働き盛り世代の健康支援のための地域・職域連携について
2. 吉野保健所における取組経過について
3. 各機関の取組について
4. 地域保健と職域保健で連携できる取組について